宇宙政策委員会令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十六号

宇宙政策委員会令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　宇宙政策委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第四条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十七号

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第八項から第十項まで、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項並びに宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中タをレとし、ヲからヨまでをワからタまでとし、同号ル中「ヌ」を「ル」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「チ」を「リ」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「第三号カ」を「第三号ソ」に改め、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中ミをモとし、ケからメまでをテからヒまでとし、同号マ中「ク及びヤ」を「フ及びコ」に改め、同号マを同号エとし、同号中ヤをコとし、ノからクまでをマからフまでとし、同号ヰ中「ワからウまで」を「レからクまで」に改め、同号ヰを同号ヤとし、同号中ウをクとし、ワからムまでをレからオまでとし、ヲの次に次のように加える。